

# 活動費等支払規程

## (目的)

第1条 この規程は、本会の定める事業実施に伴う、会員に対して支払う活動費等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (活動費等の種類)

第2条 活動費等の種類は、弁当・湯茶代、交通費とする。

## (弁当・湯茶代)

第3条 弁当・湯茶代は、次の各号に掲げる事業において支払うことができる。ただし、本条第3号および4号は概ね2時間以上の開催であり、各部長が必要と認めた場合に支給する。

- (1) 総会
- (2) 研修、講演会
- (3) 部会
- (4) 委員会
- (5) その他弁当・湯茶代を必要とする事業

## (弁当・湯茶代の限度額)

第4条 弁当・湯茶代の限度額は1人につき1,500円とする。

## (交通機関)

第5条 利用する交通機関は、鉄道、船舶、飛行機、バス、自家用車とし、タクシー、レンタカーはやむを得ない場合に限って利用するものとする。

## (交通費の計算)

第6条 自家用車を使用する場合は、自家用車を使用する場合は、30円/kmとし、駐車料金は実費を支給する。

- 2 高速道路を使用する場合は、実費を支給する。

## 附則

## (改 廃)

本規定の改廃は、理事会の決議とする。

## (施 行)

本規定は、平成24年4月2日より施行する。